

令和3年3月11日
環境清掃部温暖化対策課

急速充電器整備事業の見直しについて

1 背景

- 区では、電気自動車の普及及びインフラ設備の充足を目的に、平成22年11月から庁舎駐車場、平成27年9月から豊洲シビックセンターに急速充電器・普通充電器を各1基ずつ整備し、無料で利用を進めてきた。
- しかし、庁舎駐車場の充電器においては設置から10年が経過、近隣の民間施設では充電器の設置も進み、当初の目的への役割を終えた。

2 概要

庁舎駐車場の充電器では、安全な安定運転を確保する保守管理が令和2年度で終了、機器の入替も要することから、令和3年3月末をもって、一旦、廃止とする。

3 周知

庁舎駐車場の充電器の令和元年度における延利用台数は、725台(2.9台/日)であった。廃止にあたり、区報やホームページで周知する。また、利用者へは、近隣の民間施設を案内する。

4 その他

豊洲シビックセンターの充電器の令和元年度における利用実績は、年間2,317台(6.3台/日)で、近隣の民間施設も数少ないことから、継続する。